

平成22年度 第10回定例会議事日程 (第1号)

平成22年12月6日(月曜日)午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
行政報告
報第20号 委員長報告
報第21号 馬瀬総合観光株式会社の経営状況の報告について
日程第4 請願第2号 TPPの参加に反対する請願
日程第5 請願第3号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
日程第6 議第149号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について
日程第7 議第150号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第151号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議第152号 国際観光ホテル整備法による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第153号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第154号 平成22年度下呂市一般会計補正予算
日程第12 議第155号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
日程第13 議第156号 平成22年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
日程第14 議第157号 平成22年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
日程第15 議第158号 平成22年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第16 議第159号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
日程第17 議第160号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算
日程第18 議第161号 平成22年度下呂市水道事業会計補正予算
日程第19 議第162号 平成22年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算
日程第20 議第163号 平成22年度下呂市立金山病院事業会計補正予算

出席議員(21名)

議長	大前武憲	1番	今井政嘉
2番	山川博己	3番	日下部俊雄
4番	中島博隆	5番	伊藤巖悟
6番	松井旬子	7番	一木良一
8番	奥田重後	9番	服部秀洋
10番	吾郷孝枝	11番	二村金吾
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	熊崎兼治	15番	木一良政
16番	中野憲太郎	17番	田口幸雄
18番	山下一彦	19番	二村勝己
21番	宮川茂治		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野村 誠	副市長	中島 薫
教育長	長谷川 藤三	会計管理者	今井 能和
総務部長	熊崎 武司	経営管理部長	村山 鏡子
市民部長	今井 隆夫	福祉部長	早兼 高美
健康医療部長	青木 進一	農林部長	田口 守彦
観光商工部長	曾我 満利	建設部長	二村 文裕
上下水道部長	杉山 裕	環境部長	今井 弘司
教育部長	池戸 昇	消防長	住 弥
金山病院		萩原振興	
事務局長	蒲 宜久	事務所長	中丸 修治
小坂振興		下呂振興	
事務所長	二村 敏正	事務所長	細江 義和
金山振興		馬瀬振興	
事務所長	中島 俊則	事務所長	川口 太三
監査委員	中島 春生		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	松村 勝久	書記	二村 勝浩
書記	松田 健司		

午前 10 時 00 分 開会

◎開会及び開議の宣告

○議長（大前武憲君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 20 名で、定足数に達しております。

なお、3 番 日下部俊雄君から遅刻の旨の申し出がございますので、御了承願います。

平成 22 年第 10 回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大前武憲君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、2 番 山川博己君、3 番 日下部俊雄君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（大前武憲君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

[発言する者あり]

本人が来た時点で確認をいたしますので。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 12 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 12 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（大前武憲君）

日程第 3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

以上で行政報告は終わります。

報第 20 号 委員長報告を行います。

閉会中において委員会で行行政視察が行われておりますので、委員長の報告を求めます。

初めに建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会から委員長報告をさせていただきます。

まず管内視察については、10 月 6 日、小坂・馬瀬・萩原地域、10 月 14 日に下呂・金山地域を視察い

たしました。両日とも好天に恵まれ、建設経済常任委員会委員全員の参加により視察を行いました。主な視察先としましては、小坂地域では、国道 41 号阿多粕トンネルとその残土処理場、巖立公園の整備状況、萩原地域におきましては、四美地区最終処分場及び皇樹の杜の獣害対策、馬瀬地域では、間伐促進事業、そして下呂地域では、小川 2 号線整備事業並びに初矢峠県営育苗施設、金山地域では、金山巨石群などを視察いたしました。それぞれの現地において、所管の担当部課より事業の進捗状況について説明を聞きました。また、10 月 14 日には土砂災害防止法について下呂土木事務所砂防課の説明をいただきました。

次に、管外視察について報告いたします。

11 月 16 日から 17 日に建設経済常任委員会全員及び執行部からは副市長初め建設経済常任委員会所管部長の参加によりまして、滋賀県、三重県方面を視察いたしました。

まず 16 日には、米原市においてバイオマスタウン構想と、その実践的な施設でありますコンポステーション息吹を見学しました。ごみの減量化施設の有効活用のために、地域住民の方との合意形成をいかに行うかについて意見をお聞きしました。

次に、滋賀県農業技術センターでは、滋賀県の鳥獣害の現状と対策について県担当者から状況を聞くとともに、鳥獣害対策を進める上で個体数を減らすことも必要であるが、いかに関係機関と地域全体が連携し、住民意識を高めることが大切で、鳥獣にとってのえさ場をいかにして減らしていくかを考えることを提言されました。

翌日の 17 日には、平成 25 年の伊勢神宮遷宮を目標年次とした観光振興基本計画を策定し、着実に観光客をふやしている伊勢市を視察いたしました。計画と現状を比較しながら、チェックシートにより計画の実効性を高めており、下呂市とは観光環境が違いますが、下呂市観光計画を推進する上で非常に参考となりました。

また、帰路に公園都市として評価されております各務原市の桜回廊計画について研修をし、市民ボランティアの皆さんが積極的に公園都市づくりにかかわっている事例について説明を受けました。

16、17 両日とも委員、執行部から説明者に対して大変積極的な質問が行われ、今後の所管事業の振興に寄与する大変有意義なものでありました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長（大前武憲君）

委員長報告の途中でございますけれども、ただいま 3 番議員が着座されましたので、会議録署名議員に指名いたします。

続いて、委員長の報告を求めます。

教育民生委員会委員長 服部秀洋君。

○教育民生常任委員長（服部秀洋君）

おはようございます。

閉会中に行いました行政視察について報告をいたします。

初めに、管外視察の報告であります。

10 月 27 日、28 日、出席委員 6 名、山下委員は所用により欠席されました。所管の執行部より部長 3 名、議会事務局より 1 名であります。視察地は福井県あわら市及び小浜市、10 月 27 日、農業生産法人シーネット坂井、翌 28 日が小浜食文化会館において食のまちづくり条例のいきさつから取り組みについて視察をいたしました。今回の視察の主な目的は、障害者の就労支援と食育先進地の視察であります。

1 日目の福井県あわら市では、徹底したコスト意識と企業戦略で事業を拡大している農業法人と社会

福祉法人との業務委託現場を視察いたしました。野菜等の生産から販路開拓、それからまたリサイクルまで、幅広く事業を展開されておりました。障害者の就労を支援する上で労働力を重視し、環境を整備する姿勢が必要であると委員からの声がありました。

視察2日目は、食育基本法が制定される以前から食のまちづくり課を設置し、トップダウンで食育を推進している若狭小浜市の視察であります。保育園児がみずから包丁を握り、フライパンで調理、保護者ははたから見守るのみで手出しもできません。そんな子供たちを見守る中、ただ与えられた食事を食べるだけという食育ではなく、栽培、調理のプロセスを踏み、そして皆で楽しく感謝の気持ちでいただくこと、これが基本であると担当の専門職員より教授をいただきました。

続いて、11月19日に開催しました管内視察の報告であります。

出席は委員7名、議会事務局、執行部より所管部長が逐次現場で説明をされました。新金山病院建設地視察、金山病院蒲事務局長より概略を説明いただきました。グループホームうらら金山新棟の視察、所長より説明をいただきました。続いて金山小学校の耐震視察、担当部局及び学校長より説明を受けました。小川ケアパレットの視察、活動の説明、NPO法人ケアパレットより説明をいただきました。その後、下呂中学校で給食をともにいただき、耐震工事の視察をいたしました。これも担当部局と学校長より説明を受けました。続いて、下呂ふるさと歴史記念館の視察をいたしました。担当者より説明をいただきました。その後、星雲会館におきまして、市内小・中学校の校長と現場の抱える諸問題等を懇談いたしました。

以上で管外視察、管内視察の報告を終わります。

○議長（大前武憲君）

以上で委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて委員長報告を終わります。

報第21号 馬瀬総合観光株式会社の経営状況の報告について、本件について報告を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

それでは、報第21号 馬瀬総合観光株式会社の経営状況の報告について。

馬瀬総合観光株式会社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成22年12月6日提出。

1枚めくっていただきますと、決算報告書ですが、第16期は平成21年10月1日から平成22年9月30日までの決算となっております。

次の2ページに事業の総括がありますが、前段の16行ぐらいを読み上げさせていただきます。

今期は1月13日から2月9日までの4週間、約1ヵ月間、天井工事のため休館し、約11ヵ月の営業であったことをまず報告をいたします。

総売上3億1,800万6,000円、第15期が3億5,500万ほどでしたので、約3,700万の減となっております。ですが、税引き前損益はプラスの111万1,000円、辛うじて黒字を維持することができました。上記に述べた休館を差し引いて考えると、前年が1日当たりの総売り上げ97万3,000円、本年度が94万4,000円となり、1日当たり2万9,000円の減、前年度比約3%のダウンとなります。特に出足である秋、10月、11月の2ヵ月で前年の790万5,000円の減、1日当たり13万円、約10%のダウンとな

り、中でも日帰り部門の落ち込みが著しく、1日当たり平均約10%のダウンとなっております。施設的には温泉シールラリーの利用者によるアンケートにおいては、本年度も第3位にランクされ、決して見劣りするものではない。しかし、ここ数年、都市部周辺において民間経営による日帰り入浴施設の開業がブームのごとく相次ぎ、立地の面で大きなハンディを持つ当館にとっては一番の影響が出てしまったのが要因であるように考えます。

当館の場合は、日帰り部門と宿泊部門が相伴って初めて経営が成り立つわけではありますが、しかし、現状から見るに、日帰り部門はますます厳しいものがあり、今後においては個性をあらわせる宿泊部門にさらにウエートを置き、いかに今以上に充実できるかが生き残る策だというふうに考えております。

次からは各事業を掲げていますが、3ページの前段3行目からですが、前期より進めていたペレットボイラーが今期10月16日に無事竣工を迎えることができ、稼動を始めております。約半年間は試行錯誤の連続であったが、ようやく3月ごろより軌道に乗り、予想以上にペレットの燃費がよく、灯油価格が落ち着いてきたこの1年間でも、ボイラー燃料費が前年度に対して100万円程度削減することができた。環境面においても、灯油の使用量が前年の約半分に抑えることができ、多少なりともCO₂削減につながるとともに、岐阜県とタイアップして温室効果ガス排出削減量による環境価値の売買も現在進みつつあり、次期には具体的な数字として上げることができる。岐阜県とのタイアップは、カーボンオフセットという事業であります。

次のページには貸借対照表、それから6ページには損益計算書、8ページには販売費及び一般管理費明細書、9ページに監査を受けておりますので、報告をさせていただきます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（大前武憲君）

これより、本件の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これにて諸般の報告を終わります。

◎請願第2号及び請願第3号について（委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第4、請願第2号 TPPの参加に反対する請願、日程第5、請願第3号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願。

お諮りいたします。ただいまの請願2件につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願2件につきましては、付託表のとおり建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第149号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第6、議第149号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議第 149 号について提案説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（中島俊則君）

それでは、議案書の 2 ページをお願いします。

議第 149 号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成 22 年 12 月 6 日提出。

1. 施設の名称、下呂市ゆったり館・下呂市金山温泉スタンド、2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町祖師野 1000 番地 10、株式会社ダイエイハービス、代表取締役 金山光二、3. 指定の期間、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（5 年）。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 149 号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第 149 号は、付託表のとおり総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 150 号から議第 153 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第 7、議第 150 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議第 151 号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議第 152 号 国際観光ホテル整備法による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議第 153 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、以上 4 件を一括議題といたします。

それでは、最初に議第 150 号及び議第 151 号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

議案の 3 ページをお開きください。

議第 150 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 12 月 6 日提出。

提案理由でございますが、医療機関に従事する職員の特殊勤務手当の支給要件を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、6ページをお開きいただきまして、下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要綱で御説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。当条例第13条の2及び第23条の9に規定します管理職手当を支給する職員に対する適用除外規定と下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例第24条第3項との整合性を確保するため、当該規定を整備するものでございます。

2番、概要でございます。

(1)管理職手当の支給を受ける職員に対しては、特殊勤務手当（特殊勤務手当条例第4条、第13条、第14条及び第18条から第23条の規定に限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当については支給しないものとします。第13条の2及び第23条の9関係でございます。この部分でございますが、改正後の条例におきまして、特殊勤務手当のうち、管理職に支給できないものを定めたものでございまして、括弧内の第4条、第13条などにつきましては、病院に勤務します職員に支給されないもの、病院勤務者に該当しない特殊勤務手当をここで別に定めたものでございます。

(2)として、この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

次に、7ページをお開きください。

議第151号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年12月6日提出。

提案理由でございますが、市立の病院等に勤務する医師及び歯科医師、老人保健施設の介護職員、医療機関に従事する職員の特殊勤務手当の支給要件を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、12ページの下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱で御説明させていただきます。

1番、改正の理由でございます。市立の病院などに勤務する医師及び歯科医師を確保するため、勤務一月につき支給する医師手当の上限を50万円から65万円に引き上げます。また、老人保健施設の介護職員の配置により看護職員及び介護職員の職務分担を明確とするため、施設介護手当、夜間介護手当を追加します。さらに、医療機関に従事する職員への特殊勤務手当の支給を可能とするため、管理職手当を支給する職員に対する特殊勤務手当の支給制限を改めます。

概要でございます。

(1)でございますが、特殊勤務手当に「施設介護手当」及び「夜間介護手当」を新たに追加するものです。第2条の関係です。

二つ目、医師手当の額を、勤務一月につき65万円を超えない範囲内で市の規則で定める額とします。第7条の関係でございます。

3番目、施設介護手当の支給の条件及びその額を、勤務一月につき2,500円を超えない範囲内で市の規則で定める額とします。第13条の関係です。

4番、夜間介護手当の支給の条件及びその額を、勤務1回につき2,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とします。第14条の関係でございます。

5番目、管理職手当の支給を受ける職員に対しては、第4条、第13条、第14条及び第16条から第23条までの規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しないこととするものです。※ですが、医療機関に従事する職員には管理職手当と特殊勤務手当の併給支給を可能とするものでございます。併給しない特殊勤務手当は、列記してございますが、行旅死亡人取扱手当など、記載されたとおりでございます。ま

た併給する特殊勤務手当につきましては、感染症防疫作業手当など、列記したとおりでございます。以上、第24条の3関係でございます。

6番目、この条例は、公布の日から施行します。

7番、改正後の下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例第7条第2項の規定は、平成22年6月1日以後の医師手当について適用します。これは附則の関係でございます。

以上2件につきまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第152号について提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

それでは、議案の13ページをお開きください。

議第152号 国際観光ホテル整備法による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

国際観光ホテル整備法による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年12月6日提出。

提案理由でございますが、国際観光ホテル整備法により登録されている登録ホテルまたは登録旅館が固定資産税の不均一課税の特例を受ける場合の申請、変更事項の届け出及び取り消しについて、規定を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明いたしますので、17ページをお開きください。

国際観光ホテル整備法による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

初めに改正理由でございますが、国際観光ホテル整備法により登録されている登録ホテルまたは登録旅館（以下「登録ホテル等」という。）が固定資産税の不均一課税の特例を受ける場合の申請、変更事項の届け出及び取り消しについて規定を明確にするため、当該条例を整備するものでございます。

次に概要でございます。

(1)この条例による固定資産税の特例は、国際観光ホテル整備法により適用されるものではなく、地方税法により適用されるものであるため、条例の趣旨に合った題名に改めます。これは題名の関係でございます。

次、(2)でございますが、引用する条、項及び字句の訂正でございます。第1条、第3条、第4条関係でございます。

次に(3)ですが、新たに登録ホテル等として登録した場合の固定資産税の特例の適用について規定しています。第2条第1項関係でございます。

(4)登録ホテル等が新築または増築を行い、登録実施機関へ登録内容の変更の届け出をした場合の固定資産税の特例について規定しています。なお、改築につきましては、固定資産税の課税標準額に変動がないことから適用しないこととしております。これは第2条第2項関係でございます。

次に(5)でございますが、不均一課税の適用除外等について、①不均一課税の適用を受けようとする者が市税を滞納している場合は、不均一課税の適用をしないことを新たに規定しています。第2条第3項関係でございます。次、②ですが、不均一課税の適用を受けている者が途中で市税を滞納した場合、翌年度の不均一課税の適用をしないことを新たに規定しています。第6条第2項関係でございます。③ですが、登録ホテル等が登録を抹消された場合、もしくは休業、または廃業した場合の不均一課税の適用

をしないことを新たに規定したものでございます。第6条第1項の関係でございます。

次、(6)ですが、変更事項の届け出、登録ホテル等の登録内容に変更が生じた場合、市への届け出義務について新たに規定しています。第5条関係でございます。

(7)この条例は、平成23年1月1日から施行します。附則関係でございます。

(8)施行日の前日において特例の適用を受けている者については、旧条例を適用することとします。附則の関係でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第153号について提案説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（早兼高美君）

それでは、18ページをお開きください。

議第153号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成22年12月6日提出。

提案理由でございますけれども、下呂市保育園条例から萩原中保育園を削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、21ページにございます条例要綱に基づき説明させていただきます。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございますが、萩原中保育園は平成22年3月31日をもって閉園しました。財産処分
の方向性が定まっていなかったため、県には休止の届け出がしてあります。今回、建物を普通財産とし、
有効な活用方法への事務が進められるよう、同条例から萩原中保育園を削除するものでございます。

2. 概要につきましては、(1)下呂市立萩原中保育園に関する項を削除します。これは別表関係でござ
います。

(2)この条例は、公布の日から施行します。これは附則関係でございます。

以上、御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本4件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第150号から議第153号までの上程4議案については、お手元に配付してあり
ます付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第150号から議第153号までの上程4議案につきましては、付託表
のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第154号から議第163号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

続いて日程第11、議第154号 平成22年度下呂市一般会計補正予算、日程第12、議第155号 平

成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、日程第 13、議第 156 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、日程第 14、議第 157 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、日程第 15、議第 158 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、日程第 16、議第 159 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、日程第 17、議第 160 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、日程第 18、議第 161 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計補正予算、日程第 19、議第 162 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、日程第 20、議第 163 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算、以上 10 件を一括議題といたします。

議第 154 号から議第 163 号までの提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、議第 154 号 下呂市一般会計補正予算（第 8 号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

議第 154 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号）。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,182 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 215 億 9,722 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条につきましては債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第 3 条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によるものでございます。

5 ページをお開きください。第 2 表 債務負担行為補正でございます。下呂交流会館における自主事業等を実施するふるさと文化財団への業務委託料で、人件費、運営費、各種自主イベント等を行うための経費で 8,040 万円を限度額とするものでございます。

6 ページをお開きください。第 3 表 地方債補正でございます。合併処理浄化槽設置整備事業の設置基数の増に伴い、過疎対策事業債を 330 万円増、県営事業負担金事業の下呂地区農免農道整備事業費に係る負担金額変更に伴う過疎対策事業債を 80 万円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

次、7 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

歳入補正の主なものにつきましては、10 款地方交付税が 6,000 万円の増、12 款分担金及び負担金 1,361 万 9,000 円の減、15 款県支出金 1,397 万 6,000 円の増額でございます。

8 ページをお開きください。歳出補正の主なものは、2 款総務費で 1,198 万 5,000 円の増、3 款民生費で 3,590 万円の増、4 款衛生費で 2,272 万 6,000 円の増でございます。

9 ページからは歳入の事項別明細でございます。

9 ページをごらんください。10 款地方交付税 6,000 万円の増は、普通交付税の本算定の結果、増額となる分のうち、2 億円留保していた分のうち 6,000 万円を追加計上するものです。

12 款分担金及び負担金、民生費負担金 1,280 万 4,000 円の減は、保育所保育料の算定の基礎となる世帯所得の減に伴う負担額の変更によるものでございます。

10 ページをお開きください。14 款国庫支出金、民生費国庫負担金 478 万円の増は、主に医療扶助費に係る生活保護費の増に係る国庫負担金でございます。

11 ページでございますが、15 款県支出金、民生費県補助金 1,299 万 2,000 円の増は、母子家庭、重

度精神障害者に対する福祉医療費助成事業県補助金 512 万 3,000 円、岐阜県子育て支援対策臨時特例基金事業補助金 706 万 2,000 円が主なものでございます。

その下の衛生費県補助金 835 万 9,000 円の増は、新型インフルエンザワクチン接種事業補助金 549 万 4,000 円が主なものでございます。

12 ページをお開きください。中段でございますけれども、総務費県委託金 638 万 6,000 円の減につきましては、平成 22 年 7 月 11 日執行の参議院議員通常選挙執行交付金の確定によるものでございます。

13 ページでございますけれども、市債でございます。21 款市債につきましては、先ほど第 3 表 地方債補正で説明しましたように、合計で 250 万円の増額となっております。

14 ページをごらんください。14 ページからは歳出でございます。

今回の歳出予算の補正につきましては、職員共済組合の追加費用等の負担率の変更、社会保険料負担率の変更に係る人件費の補正を計上しております。共済費等につきましては、末尾の給与費明細書で御説明申し上げますので、科目ごとでの説明は省略させていただきます。

14 ページの 2 款の総務費、総務管理費、一般管理費 1,336 万 2,000 円の増につきましては、共済費を除き、郵便料 487 万 3,000 円が主なものでございます。

続きまして 15 ページでございますが、下段の財産管理費の 319 万 9,000 円の増は、下呂庁舎、金山振興事務所、下呂市民会館の維持工事費が主なものでございます。

17 ページをお開きください。下段の国政選挙費でございます。380 万 1,000 円の減につきましては、平成 22 年 7 月 11 日執行の参議院議員通常選挙執行交付金の確定によるものでございます。

18 ページをお開きください。市政選挙費の 446 万円の減は、平成 22 年 9 月 26 日執行の下呂市農業委員会委員選挙が無投票となったことによるものでございます。

20 ページをお開きください。3 款民生費、社会福祉総務費 3,325 万 5,000 円の減は、国民健康保険特別会計への繰出金が主なものでございます。

中段の障がい者福祉費 2,289 万 2,000 円の増は、平成 21 年度実績による障害者自立支援給付費等の国・県への精算返還金が主なものでございます。

下段の介護保険費 441 万円の増は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

21 ページでございますが、中段の福祉医療費の 1,388 万 1,000 円の増は、母子家庭、精神障害者に対する福祉医療費助成事業において、対象者数の増などにより扶助費を増額するものでございます。

22 ページをお開きください。児童福祉費 739 万 7,000 円の増につきましては、主に子育て支援の臨時特例基金事業として岐阜県の補助金を受け、育児手引き書、絵本購入、各市民会館、振興事務所等の公共施設のトイレ 23 ヲ所にベビーチェアの設置を行うものでございます。

下段の保育所費の 1,227 万 1,000 円の増につきましては、一時保育利用者の増に伴います臨時保育士賃金の増額と、金山保育園のキャノピー、食材搬入口の屋根改修の工事費が主なものでございます。

24 ページをお開きください。中段でございます生活保護費の総務費 1,094 万 9,000 円の増につきましては、主に医療扶助に係る生活保護費の増額と、平成 21 年度実績によります生活保護費の国庫負担金の精算返還金でございます。

次、25 ページをごらんください。4 款の衛生費、予防費の 639 万 6,000 円の増につきましては、本年 10 月 1 日、国の新型インフルエンザワクチン接種に関する事業実施要綱の改正による低所得者への接種費用助成事業が主なものでございます。

26 ページをお開きください。環境衛生費 1,158 万 9,000 円の増につきましては、主に合併処理浄化槽設置基数の増加による補助金の増額が主なものでございます。

下段の塵芥処理費 2,057 万 7,000 円の増につきましては、ごみ処理施設焼却炉の面耐火材の剥離と劣化に対する施設維持工事が主なものでございます。

27 ページでございますが、中段のし尿処理費 1,812 万 5,000 円の減につきましては、汚泥焼却炉改修工事に係ります契約差金、汚泥焼却施設設備の定期点検整備の業務委託料の点検整備内容の精査による契約差金でございます。

下段、6 款の農林水産業費、農業振興費 319 万 8,000 円の減につきましては、主に当初、農業振興地域整備計画の策定を予定しておりましたけれども、農地法の改正に伴いまして岐阜県農業振興地域整備方針が変更となるために、その変更内容を反映させた計画策定として、平成 23 年度、24 年度に実施するものでございます。

では、28 ページをお開きください。農地費の 932 万円の減でございますが、主に県単のかんがい排水事業、県単の土地改良事業におきまして、県補助の割り当てがなくなったことによるものでございます。

30 ページをお開きください。下段にございます林業振興費の 625 万 1,000 円の増につきましては、主に有害鳥獣捕獲において、当初捕獲予測数を上回ることが見込まれるための増額をするものでございます。

37 ページをお開きください。37 ページ下段から 38 ページ上段の 11 款の総額で 349 万 3,000 円の災害復旧費につきましては、本年 7 月、また 8 月に発生した豪雨災害によります農地、また農業施設、林業施設の追加補助の採択を市単による災害復旧費でございます。

続きまして、39 ページからは給与費の明細でございます。

39 ページをごらんください。特別職の職員数の比較欄でございます。下段でございますけれども、108 名の減につきましては、平成 22 年 7 月 11 日執行の参議院議員通常選挙及び平成 22 年 9 月 26 日執行の下呂市農業委員会委員選挙が無投票となったことによります投票開票立会人に係るものでございます。また、共済費の比較欄でございますけれども、長等の 4 万 2,000 円につきましては、市長、副市長に係ります職員共済組合の追加費用等の負担率の変更分でございます。

40 ページをごらんください。一般職の給与費等の明細でございます。(1)の総括の表において、職員共済組合の追加費用等の負担率の変更分でございます。共済費の比較としまして 12 万 1,000 円の減でございます。

41 ページは債務負担行為の調書でございます。

42 ページをお開きください。地方債の調書でございますが、ここがございます合計欄の一番右端の地方債の年度末現在高の見込みで 269 億 6,827 万 6,000 円となる見込みでございます。

以上で平成 22 年度下呂市一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 155 号について詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

それでは、43 ページをお開きください。

議第 155 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）。

平成 22 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ928万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億55万7,000円とするものでございます。平成22年12月6日提出。

それでは、48ページの事項別明細書をごらんください。

歳入でございますが、療養給付費等交付金、補正額4,259万2,000円でございます。これは、現年度分の退職者医療の療養給付費等交付金の額が決定したため3,475万4,000円の増額補正をするものと、それから過年度分の平成21年度退職者医療の療養給付費等交付金の確定に伴う783万8,000円の増額補正で、合計4,259万2,000円の補正を行うものでございます。

次に繰入金でございますが、一般会計繰入金、補正額が3,330万3,000円の減額補正でございます。これは、財政安定化支援事業繰入金の繰入基準額の決定によりまして減額補正するものでございます。また、職員給与費の修正により、10万2,000円の減額補正もこの中に加わっております。

次に歳出でございますが、総務管理費の一般管理費10万2,000円の減額でございます。これは、職員給与費の修正による減額補正でございます。

次に総務費の運営協議会費、これは補正額はございませんが、カラーコピーの使用料を修繕料から使用料へ組み替えたための補正でございます。

次に特別対策事業費6万1,000円でございますが、レセプト点検の嘱託職員2名分の雇用保険、それから厚生年金、児童手当等の料率の変更に伴い、総額補正をするものでございます。

次のページへ行きまして、療養諸費でございます。療養諸費の一般被保険者療養給付費、これは補正額はございませんが、一般会計繰入金の財政安定化支援事業の額の確定による充当額の変更の補正でございます。

次、その下でございますが、退職被保険者等療養給付費、これは本年度、退職者医療交付金の額の決定による充当額の変更でございます。

それから、その下も同じく充当額の変更で補正額の増減はございません。

それから次のページでございますが、高額療養費、退職被保険者等高額療養費でございます。これは、本年度、退職者医療交付金の額の決定による充当額の変更で、これも補正の増減はございません。

それから次に移送費でございますが、一般被保険者移送費5万円の補正でございます。これは、被保険者の医師の指示によりまして、日赤病院から名古屋市内の病院へ移送されたため、その移送費として増額補正するものでございます。

次に償還金及び還付加算金でございますが、補正額は885万8,000円でございます。これは、平成21年度実績報告に基づきまして、精算による額の確定に伴う還付金の増額補正でございます。

次のページ、予備費でございますが、これは補正額42万2,000円、歳入歳出の調整に伴う増減補正でございます。

以上ですが、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（大前武憲君）

説明の途中ではございますが、休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、現在の出席議員は21名でございます。

議第 156 号及び議第 157 号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（早兼高美君）

それでは、55 ページをお開きください。

議第 156 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出予算の補正の第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,660 万 1,000 円とするものでございます。平成 22 年 12 月 6 日提出。

58 ページをお開きください。今回の補正につきましては、小坂老健施設職員給与のうち共済費追加費用、負担率の変更に伴う増額が主なものとなっております。

まず歳入につきましては、繰入金として一般会計から職員給与分として 85 万 1,000 円を計上しております。

次の 59 ページからの歳出でございますが、上段の表では一般事務職員の分、下段の表では施設の医療職員の分と日日雇用職員の分、次の 60 ページでございますが、上段の表では居宅介護支援職員の分など、合わせまして 109 万 8,000 円を計上しております。

なお、歳入歳出の差額につきましては、予備費の減額により調整をいたしております。

続きまして、63 ページをお開きください。

議第 157 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 355 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 4,002 万円とするものでございます。

次に、66 ページをお開きください。まず歳入につきましては、繰入金としまして一般会計から職員給与分、事務費分、それから地域支援事業分、合わせて 355 万 9,000 円を計上しております。

次の 67 ページからの歳出でございますけれども、上段の表では一般管理費等、それから地域包括支援センター管理費として、担当職員の共済組合追加費用、負担率の変更に伴う増額、68 ページ上段の表では、認定調査費としまして、主に説明欄の手数料といたしまして、各医療機関からの実績に伴って請求されます主治医の意見書作成料 306 万 6,000 円などを計上しております。また、下段の表から次の 69 ページまでは、各保険給付費の支払い実績に伴います増減など、以上合わせまして 355 万 9,000 円の増額補正となっております。

以上、御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて議第 158 号及び議第 159 号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（杉山 裕君）

それでは、73 ページをお開きください。

議第 158 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 22 年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,930 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,652 万円とする。

1行飛びまして地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成22年12月6日提出。

78ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

雑入でございますが、3,730万円の減額でございます。水道管移設工事を行わない、あるいは精算に伴う減額でございます。

次の市債でございますが、2,200万円の簡易水道債の減額でございます。工事の減額に伴い、起債を減額するものでございます。

次、79ページでございます。歳出ですけれども、主な点について御説明申し上げます。

総務管理費の一般管理費、説明欄、右中ほどですけれども、一般管理諸経費の委託料154万円の減額、水道台帳整備費におきまして不用額が生じるため、減額するものでございます。

次のページを開いてください。80ページをお願いします。施設整備費でございます。補正額が5,915万円、この表のちょうど中ほどを見てください。補正額の財源内訳ですが、先ほど歳入でも説明申し上げました地方債については2,200万円、3,730万円の雑入については、それぞれこういった内訳で減額となっております。詳細説明ですが、説明欄、萩原町簡易水道施設整備費300万円の減額、これにつきましては萩原特環西上田地区におきまして、下水道工事に伴う水道管の支障移転を見ておりましたけれども、その必要がなくなったということで落とすものでございます。次の5,300万円、下呂簡水の施設整備費ですけれども、これについては2点ございます。まず1点については、濃飛横断自動車道関連の水源枯渇補償工事でございます。3,100万円計上しておりましたけれども、今年度見込まれないということで減額をするものでございます。もう1点につきましては、竹原地区におきまして水道施設の機能強化事業を行っております。これにつきましては、乗政地区と宮地地区を配水管で接続しまして、安定的に水を供給すると、こういった計画でございます。一部配水管工事2,200万円を計上しておりましたけれども、現在、宮地の浄水場におきまして、膜ろ過の増設工事を行っております。浄水能力が向上します。したがって、一たん工事を見合わせるということで、ここで減額をさせていただくものでございます。あと、次の馬瀬簡易水道の315万円ですが、これにつきましては、馬瀬惣島地内におきまして県道改良工事、水道管移設工事の精算に伴う減額でございます。

以上、簡易水道の説明を終わります。

続きまして、83ページを開いてください。

議第159号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成22年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,822万5,000円とする。

地方債の補正ですが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成22年12月6日提出。

88ページまで飛びます。お願いいたします。歳入でございます。

下水道分担金154万3,000円、中ほどの下水道負担金7万4,000円、それぞれ滞納分を計上させていただきました。

一番下の市債でございますが、280万円の減額、水道管補償費が不要となるために減額するものでございます。

次、89ページですが、歳出、主な点について説明申し上げます。

まず総務管理費の一般管理費ですが、説明欄中ほど、消費税189万6,000円、今年度9月に消費税の

確定がなっております。今年度の中間払いに不足を生じるということで、ここでお願いをするものでございます。

次に施設管理費でございますが、右下になります。特定環境保全公共下水道施設管理費の中で需用費 192 万 6,000 円ございますが、消耗品費に 67 万 8,000 円、殺菌装置の紫外線ランプの交換、修繕料 124 万 8,000 円につきましては、マンホールポンプ水系修繕ほかをお願いするものでございます。

次のページへ行きます。90 ページ右下になります。施設整備費で特定環境保全公共下水道施設整備費の荻原処理区整備費 300 万円の減額ですが、下水道工事に伴う水道管の移設補償費、不用になったということで落とすものでございます。

次のページ、91 ページですが、一番下の予備費、不足分を予備費にて調整させていただくものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて議第 160 号について詳細説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

それでは、95 ページをお願いいたします。

議第 160 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 3 号）でございます。

平成 22 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,772 万 8,000 円とするものでございます。平成 22 年 12 月 6 日提出。

次、98 ページをお願いいたします。歳入の部、繰入金でございます。一般会計から 102 万 1,000 円を繰り入れするものでございます。

次、99 ページの歳出でございます。主なもののみ御説明させていただきます。

中ほどの医業費 165 万円の補正でございますが、小坂診療所県派遣医療職員の共済費に係るものと、嘱託職員、臨時職員の健康保険料率等の変更に伴うものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて議第 161 号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（杉山 裕君）

それでは、103 ページを開いてください。

議第 161 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、平成 22 年度下呂市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 22 年度下呂市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。営業費用でございますが、3 万 6,000 円減額しまして 1 億 6,237 万 1,000 円とするものです。

第 3 条につきましては、職員給与費を同じく 3 万 6,000 円減額しまして 2,507 万 2,000 円とするものでございます。平成 22 年 12 月 6 日提出。

110 ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、水道事業費用の総係費 3 万 6,000 円の減額です。右、付記に詳細については書いておりますけれども、共済負担比率変更等に伴う減額でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 162 号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

111 ページをお開きください。

議第 162 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 3 号）。

第 2 条の平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第 3 条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正するというので、第 1 款下呂温泉合掌村事業費用 1,446 万円を増額し 3 億 1,457 万円とするものであります。

次のページの 112 ページですが、資本的収支で 1,443 万円を増額し 9,098 万円とするものであります。前ページと同じような数字になっておりますが、これは全然関連はございませんので、よろしくお願ひします。

次に 119 ページをお開きください。収益的収支で、営業費用のうち 4 番の減価償却費 379 万 9,000 円の減額と、次の 5 番の資産減耗費の 1,836 万 7,000 円の増、これはふるさとの森の分の資産がなくなりましたので、その分についての減と増となっております。

次の 120 ページをお開きください。資本的支出ですが、3 番の固定資産購入費 1,408 万円、これは朝市の用地の一部を売買する方が見えまして、その分について購入をしたいということで提案をさせていただいております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 163 号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

それでは、補正予算書の 121 ページをお願いいたします。

議第 163 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 3 号）。

第 2 条の平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出につきまして、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用を 53 万 7,000 円増額し、収益的支出の合計を 13 億 291 万円とするものであります。

第 3 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。(1)の職員給与費を 53 万 7,000 円増額し、7 億 4,647 万 1,000 円とするものであります。平成 22 年 12 月 6 日提出。

123 ページをお願いいたします。補正予算の実施計画であります。収益的支出の項 1 医業費用、目 1 給与費につきましては、共済組合の追加費用を 53 万 7,000 円増額するものであります。

あと、資金計画及び給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

以上であります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

これより本 10 件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 154 号から議第 163 号までの上程 10 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 154 号から議第 163 号までの上程 10 議案については、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大前武憲君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日 7 日は午前 10 時より本会議となります。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

午前 11 時 30 分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 22 年 12 月 6 日

議 長 大 前 武 憲

署名議員 2 番 山 川 博 己

署名議員 3 番 日 下 部 俊 雄